

みんなで考える これからの公共施設

飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針

《概 要 版》

平成28年1月

飯塚市

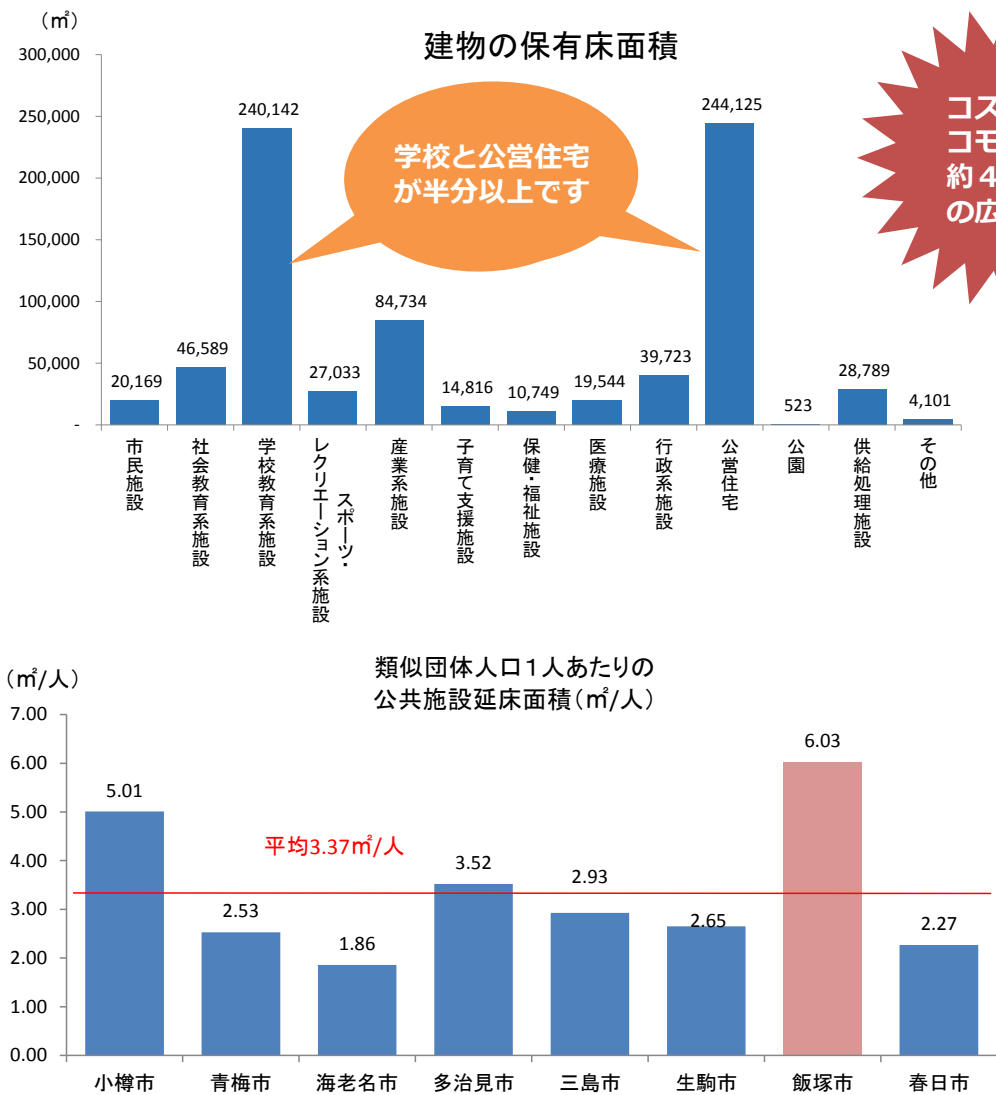
1. 公共施設とは

公共施設とは、住民の福祉*を増進することを目的として行政が設置した施設です。主なものとしては、公民館、体育館、学校、図書館、市営住宅、市役所庁舎などの公共建築物と、道路、公園、上下水道施設などの公共インフラがあり、いずれも市民生活にとっては重要な施設です。公共施設は、本来の目的以外にも災害時の避難所やまちづくりの拠点となる機能をもっている施設もあります。

※福祉とは社会保障の意味ではなく、市民生活における豊かさや幸福を意味するものです。

2. 飯塚市はどれくらいの公共施設を持っているの？

市が所有する公共建築物の総延床面積は、78万㎡（コスモスコモンの延床面積の約45倍）です。人口規模が似た他の都市（類似団体）と比較すると、約1.8倍も多くなっています。



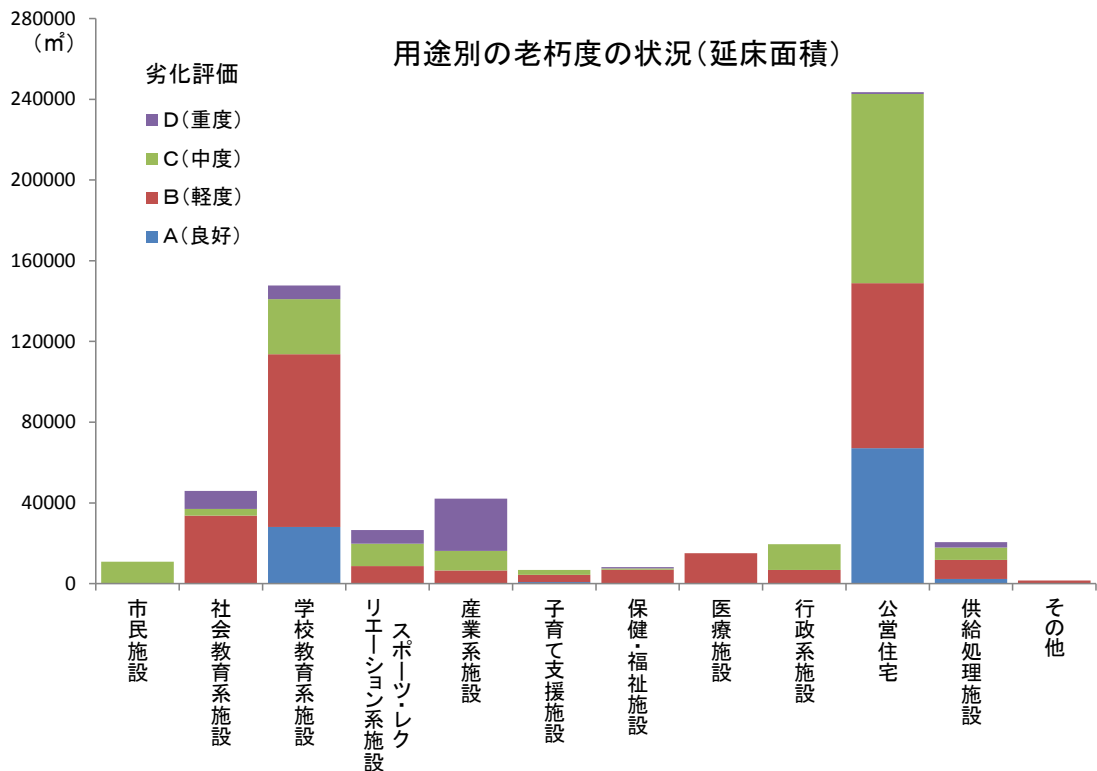
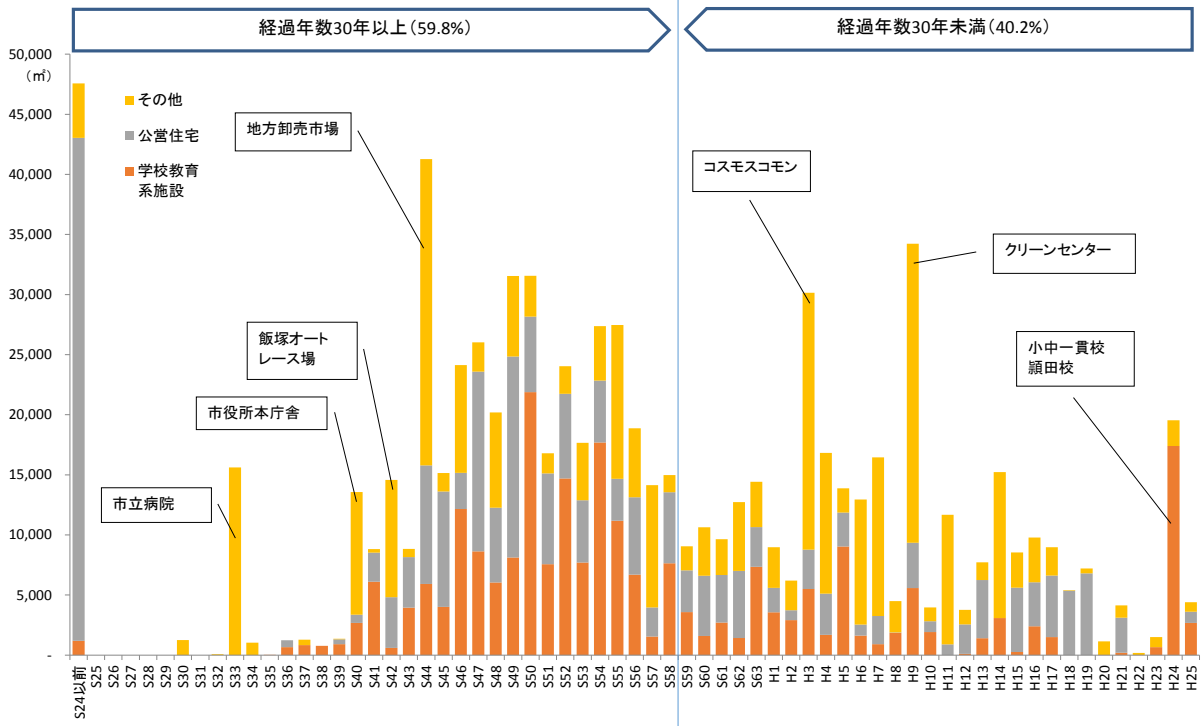
資料：公共施設状況調経年比較表（2013年）総務省

3. 公共施設の何が問題なの？

公共施設等の約60%（延床面積比）が建築後30年以上経過し、老朽化が進んでおり、今後大規模な改修が必要となる施設が増加してきます。

公共施設等の約6割が更新時期を迎えています

建設年別の公共施設等の延床面積

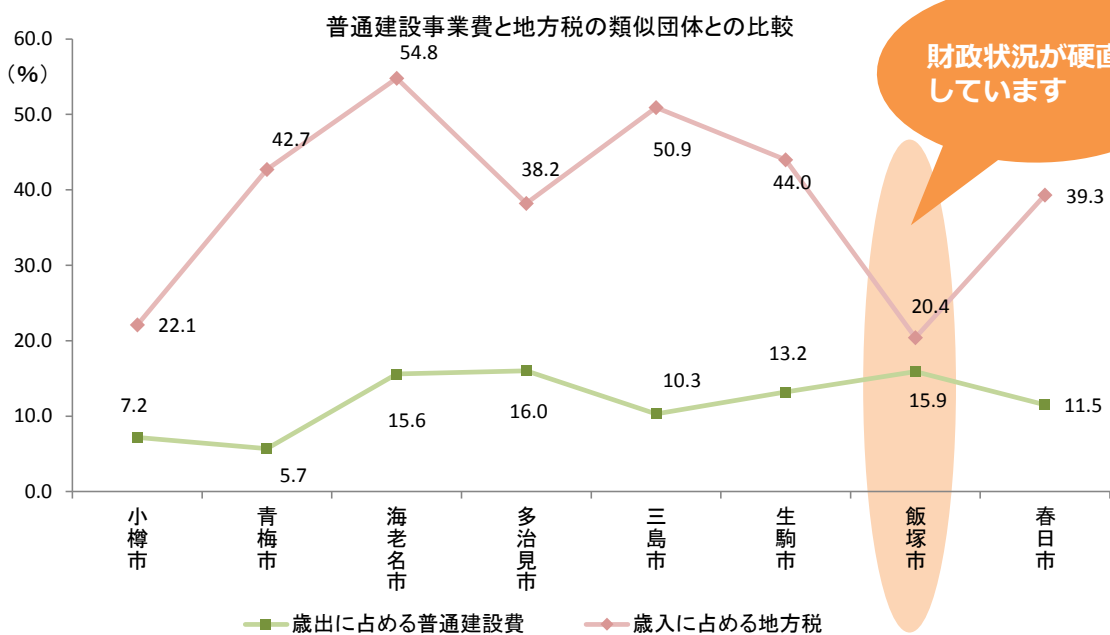
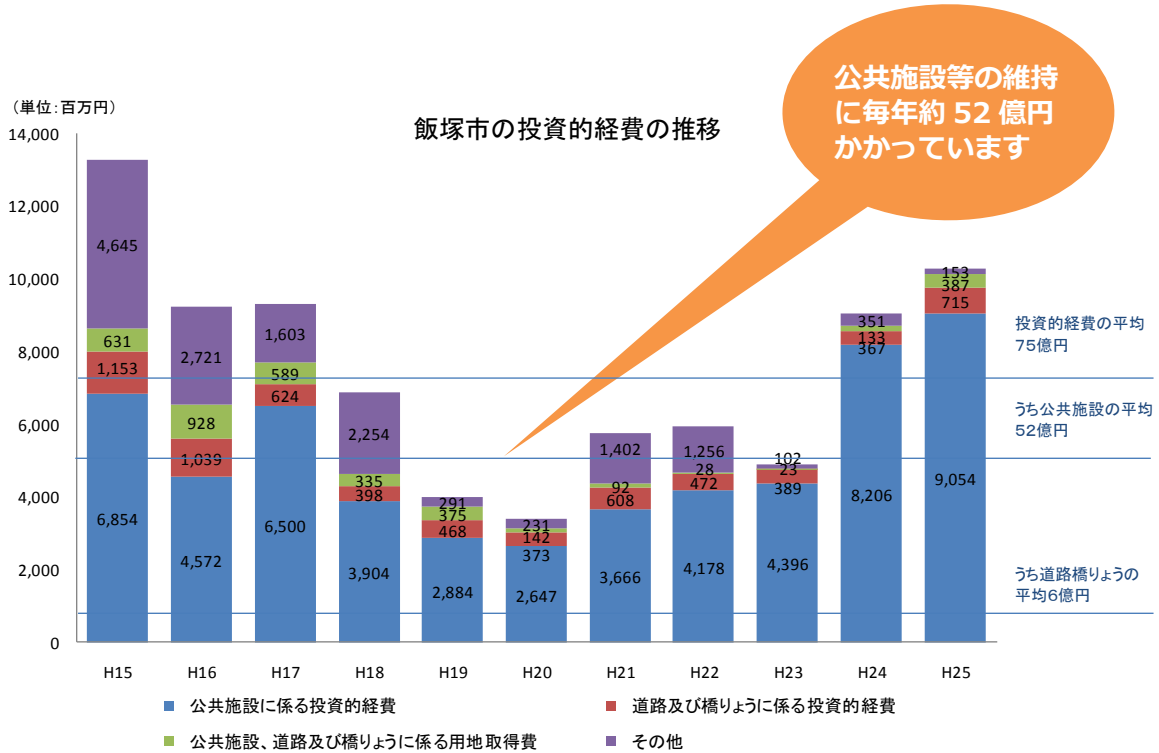


4. 飯塚市の財政状況は？

投資的経費※（公共施設やインフラ等の維持改修・更新費用）の推移をみると、年平均で約75億円かかっています。そのうち、公共施設等に係る費用が約52億円です。

また類似団体と比べて、市民からの税収（地方税）割合は低く、一方で歳出に占める普通建設事業費の割合は高くなっています。

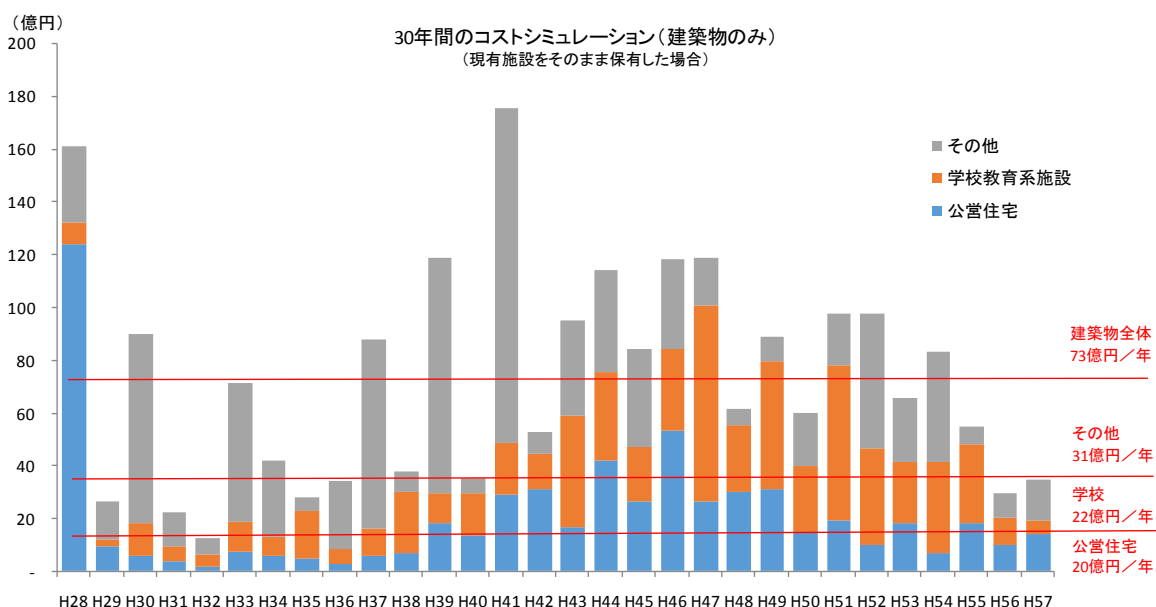
※投資的経費は、普通建設事業費と災害復旧事業費等を合わせたものです。普通建設事業費が9割以上を占めます。



資料：公共施設状況調経年比較表（2013年）総務省

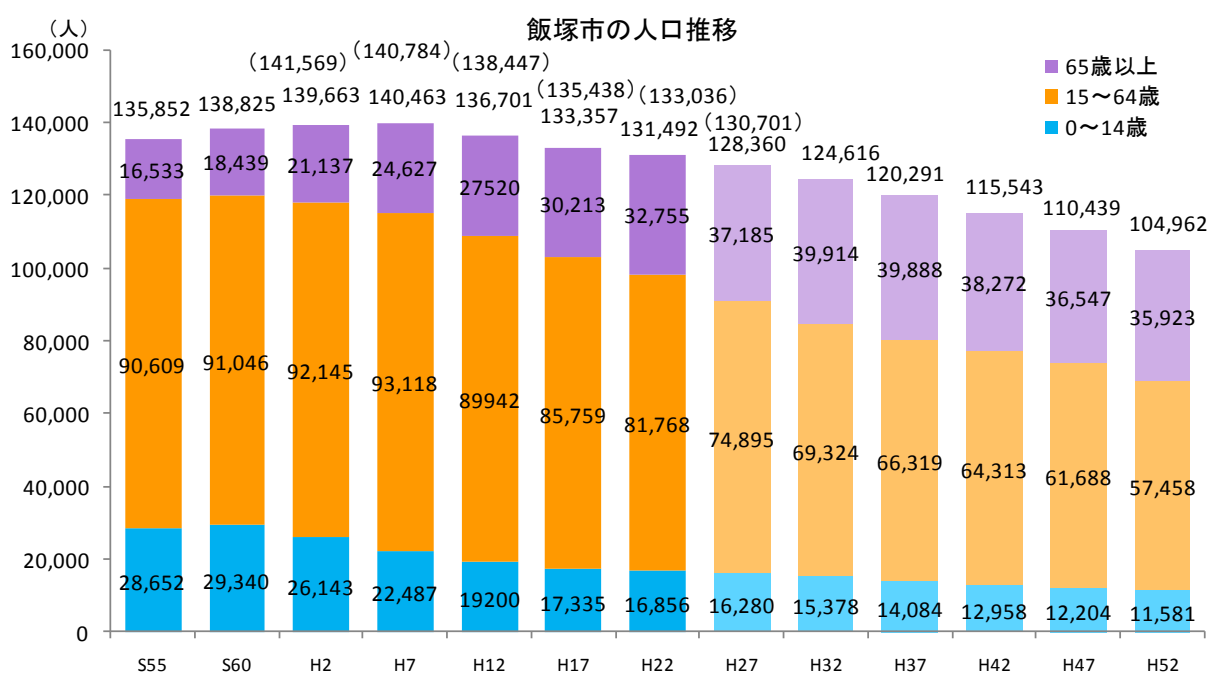
5. どれくらいのお金がこれからかかるの？

今ある公共施設等を、このまま維持していくと、今後 30 年間で、約 2,200 億円の費用がかかり、今の財政状況では、年間 21 億円のお金が不足します。飯塚市の公共施設等をどう維持するのか、みんなで考えることが必要です。



6. 飯塚市の将来人口はどうなるの？

飯塚市の将来人口は、今後 30 年間で、約 20%減少します。特に生産年齢人口（15～64 歳）は約 30%減少し、少子高齢化は一層進むと予測されています。



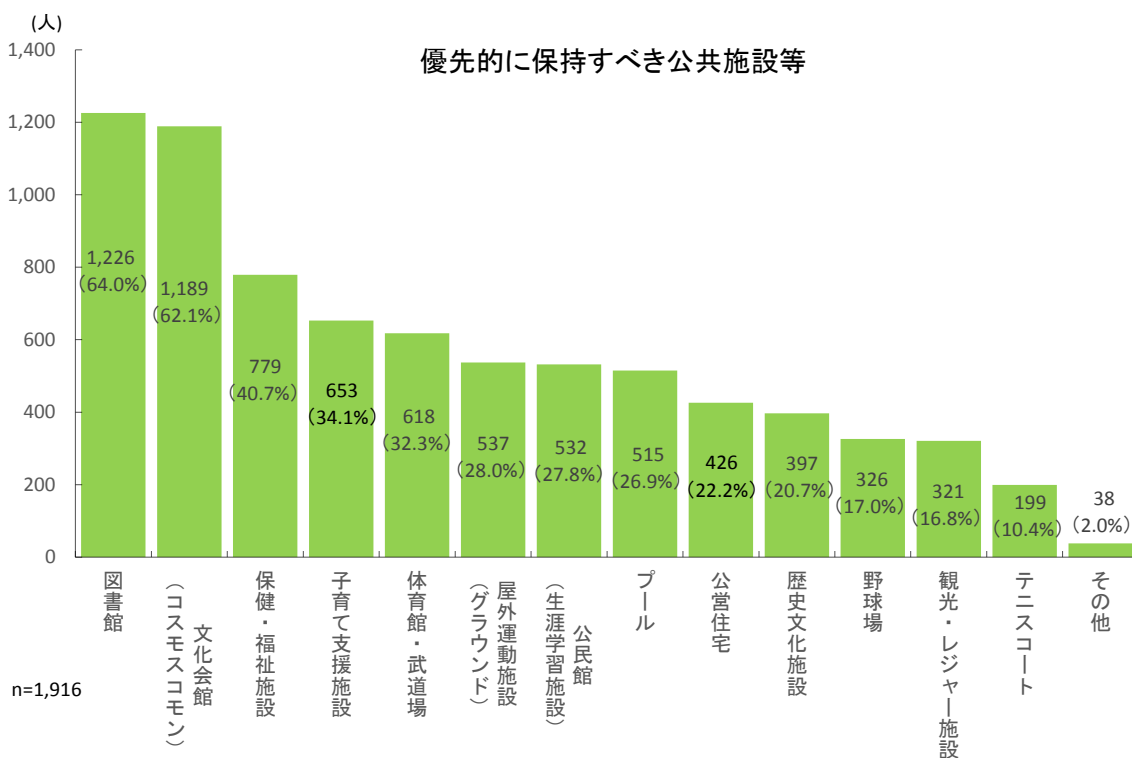
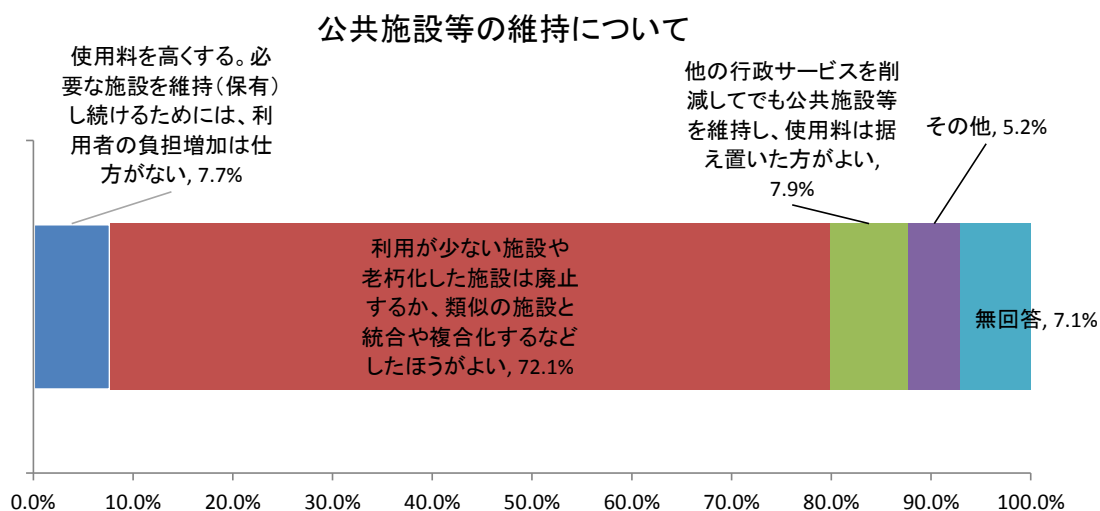
資料：国勢調査（S55～H22）、国立社会保障・人口問題研究所推計（H27～）

※カッコ内の数値は、各年度末現在の住民基本台帳登録人口

7.市民はどう思っているの？

市民アンケートでは、回答者の**約7割**が公共施設等を維持するために必要な取組は、「利用が少ない施設や老朽化した施設は統廃合するなどしたほうがよい」との回答でした。

優先的に保持すべき公共施設等としては、図書館や文化会館（コスモスコモン）に、6割を超える回答がありました。



資料：平成27年5月公共施設等の利用状況等に関する市民調査結果
(対象者数6,000人, 回答者数1,916人)

8. 公共施設等のあり方に関する基本方針

公共施設等は、将来のまちづくりを考えていく上で必要不可欠なものです。しかしながら、人口の減少や少子高齢化社会の到来に加え、今後予想される財政状況の硬直化などの現状や課題を踏まえ、全市的、総合的な視点や効率的・効果的な運営、維持管理が重要になります。

そのため、以下の10の基本方針を定め、公共施設等の運営・維持管理の見直しを行います。また、市民アンケートの結果、利用者の状況、劣化状況などを総合的に検討し、この基本方針にもとづいて平成28年度に、**個別の実施計画を策定**していきます。

基本方針

(1) 市民参画による公共施設等の見直しを推進します

【公共建築物・公共インフラ】

持続可能な公共施設等の維持・管理・運営を行うためには、人口減少などの理由から、公共施設等の縮減や民間活力の活用および、広域的な連携が必要であり、将来の本市のあり方を見据えた取り組みが重要です。

そのためには、本市における、公共施設等の維持管理等の現状の見える化(劣化状況、利用状況、取得・維持・補修にかかるコストなど)を行い、市民に広く公表することで情報を共有し、市民参画による公共施設等の見直しを推進します。

(2) 公共施設等の総量の最適化を推進します

【公共建築物】

国が示す、「新しく造る」ことから、「賢く使う」ことを念頭に、今後の人口減少や財政状況の推移を見据えながら、施設等のダウンサイジングを図るなど、公共施設等の総量について縮減目標を定めて縮減を行います。

【最適化目標】

公共施設等の総量最適化を進めるため、公共建築物の総床面積を30年間で19.3%縮減します。

<公共建築物の縮減目標>

- ・30年間で延床面積約70.0万㎡(H26.3時点)を約19.3%(約13.5万㎡)縮減し、約56.5万㎡とします。
- ・この計画期間の10年間で約4.5万㎡の延床面積を縮減します。

※延床面積は市立病院、卸売市場、オートレース場を除く

【公共インフラ】

インフラ資産の整備にあたっては、平成 40 年以降に更新時期を迎える資産が多いため、中長期の視点に立ち、将来に負担を残さないように、整備や更新時には、将来の利用供給人口等を考慮し規模や面積の最適化を図ります。

（３）公共施設等の効率的で効果的な配置を推進します

【公共建築物・公共インフラ】

公共施設等は、地域のまちづくりや防災拠点としての機能を担っている地域拠点施設と市全体を対象とした高機能、大規模な公共施設等に分けられます。

今後人口が減少する中で公共施設等の縮減は避けて通ることは出来ませんが、地域コミュニティ維持のため、地域拠点施設は多機能化するとともに、各地域に配置し、一方高機能、大規模な公共施設等は交通の利便性を考慮し配置するなど、公共施設等の減少に伴う著しい市民サービスの低下を招かぬよう、公共施設等の役割機能に応じた効率的で効果的な配置を進めます。

（４）公共施設等の運営の最適化を推進します

【公共建築物】

公共施設等は、公共の福祉を増進するという基本理念に基づき、多くの市民が利用できる環境整備を図ることが重要であり、一方で多額の維持管理経費を要することから、運営においても最適化を図ります。

運営の最適化にあたっては、市民の利用率向上を念頭に置きながら、施設の利用実態に即して開館日数・開館時間の見直しを行います。

公益性の薄い公共施設等や、民間等で同様の市民サービスが提供できるものなどについては民営化を進め、更には地域のまちづくりに活用できるように、市民協働による運営など、運営の最適化を行います。これまで進めてきた指定管理者制度の導入についても引き続き推進します。

また、公共施設等の維持管理経費や設置目的、利用率などから施設利用に係る適正な受益者負担について、市民に公表し、市民意見等を踏まえながら、受益者負担の適正化・平準化の検討を行います。

【公共インフラ】

道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産については、これまで国の基準に従って整備しなければなりませんでした。が、「地方分権改革推進計画」（平成 21 年 12 月閣議決定）において、市町村の条例で基準を定めることが可能となっています。市道構造、市準用河川の管理施設等の基準については、市民生活における重要性や経済性を考慮しながら、実態に則した見直しを行い、運営の最適化を図ります。

(5) 公共施設等の長寿命化を推進します

【公共建築物】

これまでの公共施設等の保全については、破損・故障等が発生した場合の「事後保全」が大半でありましたが、「予防保全」※など適切な維持管理・補修の時期を先延ばしすることで、劣化が進行し、利用可能年数の短命化につながる場合もあります。

すでに、本市が保有する様々な施設等においては、個別に長寿命化計画を策定しており、これらの計画に沿って施設の長寿命化を推進します。

また、長寿命化計画を策定していない施設等においては、施設等の現状と将来の費用負担を分析しながら、計画的に長寿命化を推進します。

【公共インフラ】

公共インフラにおいても、個別に策定された長寿命化計画に基づき、予防保全を行いながら、長寿命化を推進するとともに、安全確保のための日常点検・定期点検を実施し良好な状態を保ちます。

※予防保全とは、建物に劣化現象や不具合が現れてから補修等を行う事後保全ではなく、施設特性を考慮した上で、あらかじめ劣化の進行を予測し、不具合の発生前や、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し、機能の維持・回復を図ることです。計画的な予防保全により、トラブル等の発生予防や施設の維持改修に伴うトータルコストの削減を行います。

(6) 公共施設等の耐震化を推進します

【公共建築物・公共インフラ】

公共施設等は、利用者の安全確保が最優先であり、指定避難所としての機能を有するものも数多くある中で、今後も維持しつづける公共施設等で耐震基準を満たしていないものについては、劣化状況や利用状況ならびに、耐震化等に係る経費等を総合的に判断しながら、計画的に耐震化を推進します。

(7) 公共施設等の適正な維持管理を推進します

【公共建築物】

公共施設等の適正な維持管理や長寿命化のためには、日常的な点検が重要であることから、施設を管理する職員（指定管理施設を含む）の意識啓発や、施設管理技術研修の実施、および日常的な点検を行うためのマニュアル等の整備を行い、適切な施設管理を実施します。

今後、維持し続ける公共施設等については、施設ごとに一定の周期を定めて、定期的な診断を行い、その状態によっては外壁塗装、屋上防水、機能の改修などを実施し、長く有効的に施設利用ができる状態を推進します。

この診断の結果、高度な危険性が認められた場合は、供用廃止を行い、立入禁止措置等により安全確保に努めます。民間活用も含め今後とも利用する見込みのない施設については、速やかに解体します。

また、本計画で作成する、施設カルテを活用して、施設の維持管理・修繕等の履歴を正確に記録し、将来に亘って、その施設の状態を常に把握できる仕組みづくりを行います。

【公共インフラ】

コストシミュレーションによると、平成40年以降に大規模改修や、更新の時期が重複しており、普通建設事業費を上回る可能性が高くなっています。そのため、改修時期については、基本的な考え方における、総合的な判断を行い、更新・改修等の優先順位を定め、改修時期をずらすことなどで、年間コストの削減や平準化を図ります。

（8）広域的な連携を推進します

【公共建築物・公共インフラ】

公共施設等は、それぞれの市町村の区域の住民へのサービス提供を前提として、市町村毎に同様の施設等を設置していましたが、施設建設や維持管理に係る多額な経費が財政を圧迫し、課題となっているのは、他市町村においても同様です。

また、市民が居住している地域によっては、他市町の公共施設等の方が近く、利便性が良い場合や、反対に他市町からの利用者も考えられることから、生活実態に即した相互活用を行うことで、利用者の利便性向上と施設の利用促進の検討も必要であり、公共施設等のあり方を検討するにあたっては、近隣自治体との広域的な連携を推進し、利用方法、利用料などの調整を行い、公共施設等の相互利活用についても検討を行います。

（9）民間活力および、市民との協働により有効利活用を推進します

【公共建築物】

今後、存続を続ける施設等について、その施設等に空き(余裕)スペース等がある場合においては、地域コミュニティの促進やNPO法人をはじめとする民間等の活力向上を図るなど、まちづくりと連携した有効利活用を検討し、利用の促進を図ります。

（10）PPP・PFI等などの活用を推進します

【公共建築物・公共インフラ】

公共施設等の整備・更新をするにあたっては、多額の財源が必要であり、また整備・更新後の管理・運営等にも後年に亘って費用が発生します。今後、整備・更新を行う場合においては、その運営等も含め、PPP*やPFI*などの手法による、民間活力の導入について調査・検討を行い、それらが活用可能なものについては積極的に活用し、サービス水準の向上や、財政負担の軽減を図ります。

※PPPとは、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームで、パブリック・プライベート・パートナーシップの略称です。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、包括的民間委託等が含まれます。

※PFIは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称で、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

9. 推進体制及び今後の取り組み

推 進 体 制

基本方針の推進にあたっては、全庁的な取組みと、施設の総量を把握し、全体を一元的に管理する公共施設等マネジメント統括部署を定めます。

進 行 管 理

飯塚市行財政改革推進本部を中心に、全庁的に推進します。

また、進捗状況については、飯塚市行財政改革推進委員会にも報告し、適切な進捗管理を行いながら取り組むとともに、市報やホームページ等で広く公表します。

具体的な取り組み

(1) フォローアップ体制の構築

- 公共施設等マネジメント統括部署では、施設整備や改修にあたっては、関係機関との事前協議や横断的な調整を行うこととします。
- 計画策定後についても、事業等の進捗管理や目標等の達成状況の確認、計画内容の修正等などのフォローアップを行う必要があります。そのため、公共施設等マネジメント統括部署が中心となり、関係機関との定期的な情報共有の場を設け、財政負担の平準化のための調整や中長期的な計画の見直しなどを行います。

(2) 計画的な維持管理

- 公共施設等の維持管理には、多額の経費を要することから、今後の維持管理にあたっては、計画を立て財政状況を十分に考慮して行うものとしします。

(3) 新たな公会計との連動

- 現在、導入が求められている新たな公会計制度は、民間企業的な資産管理手法であり、自治体が保有する資産量や減価償却費等を含めたコスト構造の把握が求められます。公会計制度の導入に合わせて、維持管理については、資産の増減を伴うこともあることから、連動を図るものとしします。



みんなで考える これからの公共施設
(飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針)

発行年月日：平成28年1月

発行：飯塚市財務部行財政改革推進課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

TEL：0948-22-5500 FAX：0948-21-2066

URL：<http://www.city.iizuka.lg.jp/gyokaku/shise/shisaku/kaikaku/kihon/shishin.html>

